

附属資料編

附属資料	各国翻訳資料
附属資料	訪問記録
附属資料	ドイツ労災保険制度概要報告書

附属資料 各国翻訳資料

イギリス

参考 1 : 2008 年児童扶養及びその他支払い法

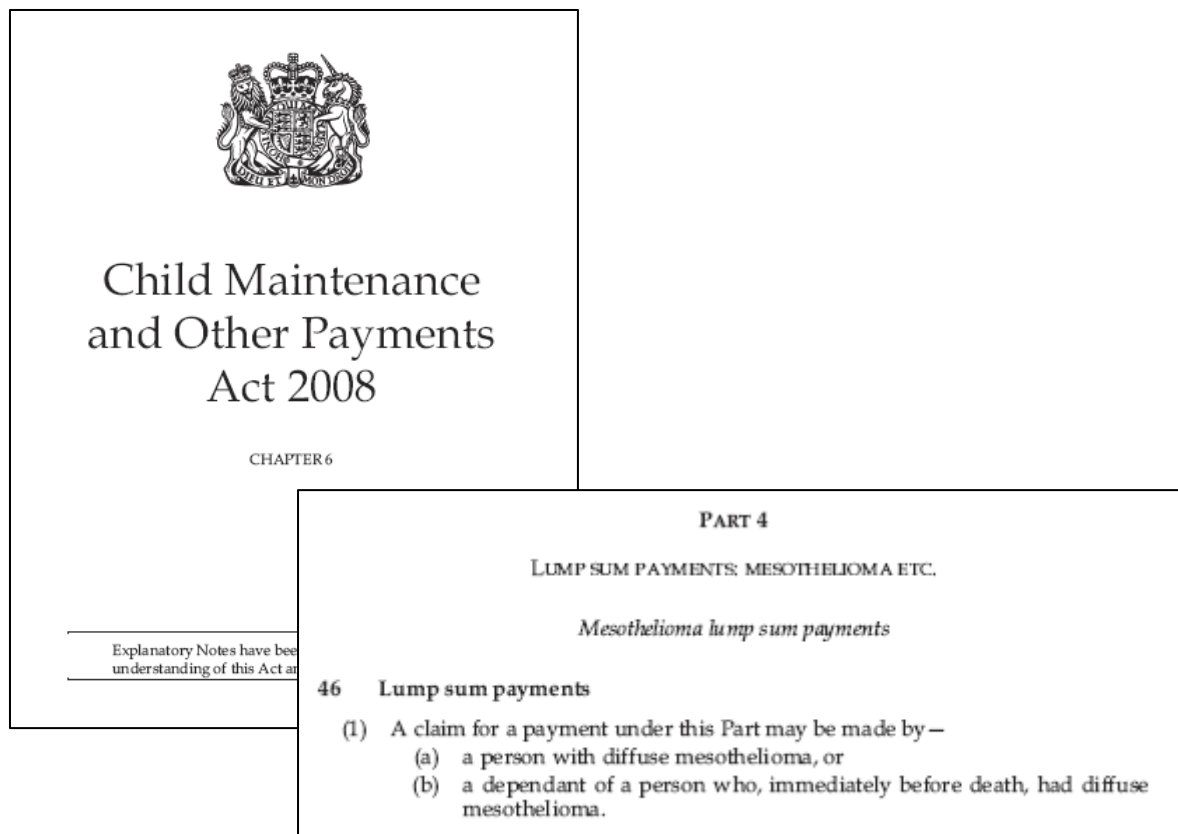
(Child Maintenance and Other Payments Act 2008)

参考 2 : 2008 年中皮腫一時金支払い (請求及び再審査) 規則

(The Mesothelioma Lump Sum Payments (Claims and Reconsideration) Regulations 2008)

参考 3 : 2008 年中皮腫一時金支払い (条件及び額) 規則

(The Mesothelioma Lump Sum Payments (Conditions and Amounts) Regulations 2008)



第 4 部

中皮腫等に対する一時金

中皮腫一時金

第46条 一時金

- (1) 次の者は、本部に基づく支払いの請求ができる。
 - (a) びまん性中皮腫に罹患している者、または
 - (b) 死亡の直前までびまん性中皮腫に罹患していた者の被扶養者
- (2) 国務大臣は、請求者が第47条に定められる資格要件を満たしている場合に、この者に対して支払いを行わなければならない。
- (3) 規則には、次の内容を定めることができる。
 - (a) すべての支払い金額
 - (b) 症例の差や症例の等級、状況の違いに応じた金額
- (4) 本部において、

「被扶養者(dependant)」は、「1979年じん肺等(労災補償)法(Pneumoconiosis etc. (Workers' Compensation) Act 1979)」(c. 41) (以下、「1979年法」) の第3条に定められた意味を有する。

「びまん性中皮腫」は、1979年法内と同等の意味を有する。
- (5) 1979年法の第3条(1)項(b)号または(d)号(子供、兄弟姉妹等)に基づき、複数の者から支払いの請求があった場合、支払いは、国務大臣が適切であるとみなした者の中から1名に対して行われるか、あるいは数名または全員に分配して支給される。

第47条 資格要件

- (1) びまん性中皮腫に罹患している者における資格要件は次の通りである。
 - (a) 当該疾病の結果として、第(3)項の範囲内における支払いを過去に受けていないこと。
 - (b) 規則に定められた記述における当該疾病の結果として、いかなる給付金の支払い対象にもなっていないこと。
 - (c) その者のイギリスとの関係性(connection)について規則が定める要件があれば、それを満たしていること。

- (2) 死亡の直前までびまん性中皮腫に罹患していた者の被扶養者における資格要件は次の通りである。
- (a) 当該疾病の結果として、当該被扶養者、その他の被扶養者、故人、あるいは故人の代理人が第(3)項の範囲内における支払いを過去に受けていないこと。
 - (b) 当該被扶養者においても、当該死亡者においても、規則に定められた記述に該当する疾病の結果として、いかなる給付金の支払い対象にもなっていないこと、あるいはなっていないかったこと。
 - (c) 故人とイギリスとの関係性 (connection) について、規則が定める要件があれば、それを満たしていること。
- (3) 第(1)項(a)号および第(2)項(a)号にて言及された「支払い」とは、次のものを指す。
- (a) 本部に基づく支払い、または北アイルランドの同様の規定に基づく支払い。
 - (b) 1979年法に基づく支払い、または北アイルランドの同様の規定に基づく支払い。
 - (c) 法定外給付
 - (d) 損害賠償金、または損害賠償金の請求に対する和解金の支払い
 - (e) 規則に定められた記述における支払い
- (4) 第(1)項(a)号または第(2)項(a)号の目的上、次のような理由で支払いの返金義務がある、あるいは既に返金している場合は、支払いは行われない。
- (a) 本法の第49条または北アイルランドの同様の規定に該当する。
 - (b) 1979年法の第5条または北アイルランドの同様の規定に該当する。
 - (c) 法定外給付の条件に該当する。
 - (d) 本条の目的における規則に定められた状況下にある。
- (5) 本条において「法定外給付 (extra-statutory payment) 」は、「1997年社会保障 (給付金回収) 法 (Social Security (Recovery of Benefits) Act 1997) 」 (c. 27) の第1A条(5)項(d)号によって定められた意味を持つ。

第48条 請求の決定

- (1) 第46条に基づく請求は、規則に定められた様式および期間にて行わなければならない。
- (2) 規則は、症例の差や症例の等級、状況の違いに応じて期間を定めることができる。
- (3) 規則は特に、第46条の開始前に所定の期間が経過した場合は、請求ができなくなる (または裁量により期限を延長し、請求を可能にする) ことを定めることができる。

- (4) 国務大臣は、第46条に基づく任意の請求を決定する前に、その請求に対して生じた疑問点、あるいはその請求に関して生じた問題点などを調査し、その疑問点や問題点に対する調査結果を国務大臣に報告するための人員を選任することができる。

第49条 再審議

- (1) 第(2)項に従い、国務大臣は、
- (a) 決定後に重大な状況変化があった場合は、それを根拠として、本第4部にに基づき、支払いを行うべきではないとする決定を再審議することができ、且つ、
 - (b) 決定が重要事実を知らずに行われた、あるいは誤った重要事実に基づいて行われている場合は、それを根拠として、本第4部にに基づき、決定を再審議し、支払いを行うべきである、または行うべきではないとすることができる。
- (2) 規則には次のことが定められていなければならない。
- (a) 国務大臣に決定の再審議の申請を行うことができる方法およびその期限、または
 - (b) 国務大臣が申請なしに当該再審議を行うことができる方法およびその期限
- (3) 第48条(4)項は請求の決定に適用されることから、本条における決定の再審議にも同項が適用される。
- (4) 次のような場合には第(5)項が適用される。
- (a) 誰かが、不正意思の有無に関わらず、重要事実に関して虚偽の陳述を行ったか、または開示を怠った場合、且つ、
 - (b) 虚偽の陳述あるいは怠慢の結果、本部に基づく支払いが行われた場合。
- (5) 支払いを受けた者は、虚偽の陳述あるいは怠慢が、その者の黙認あるいは同意なしに行われたことを証明できない限り、支払い金額を国務大臣に返金する義務を負う。
- (6) 本部に基づく支払いは、第(5)項に定められる場合を除き、本条に基づく決定の再審議を理由として回収することはできない。
- (7) 第(5)項によって国務大臣に返金された金額は、整理公債基金に支払われる。

第50条 控訴審判所 (appeal tribunal) への不服申立て

- (1) 第46条に基づく請求を行った者は、国務大臣によって行われた次の決定に対して不服の申立てを行うことができる。
- (a) 請求の決定、または

- (b) 第49条に基づいて行われた、請求に対する決定の再審議における決定。
- (2) 第(4)項(c)号に基づく規則に従い、国務大臣はすべての不服申立てを、「1998年社会保障法」(Social Security Act 1998) (c. 14) の第1章第1部に基づき設置された控訴審判所に照会しなければならない。
- (3) 当該裁判所は、不服の申立てに対し、問題となっている決定を本第4部に従って下されたであろう決定に置き換えることができる。
- (4) 規則では、以下に関して規定を置くことができる。
 - (a) 不服申立てを行う方法およびその期限
 - (b) 不服申立てが行われた場合に従うべき手順
 - (c) 第(1)項(a)号に基づく不服申し立てを、第49条に基づく、請求に対する再審議の申請として取り扱うことを目的とするもの。

第51条 社会保障審判官 (Social Security Commissioner) への上訴

- (1) 第50条に基づく控訴審判所の決定が法律上誤っていた場合、それを理由として、審判官への不服申立てを行うことができる
- (2) 本条に基づく不服申立ては、次の者が行うことができる。
 - (a) 国務大臣、または
 - (b) 第50条に基づき、不服申立てを提起した者。
- (3) 「1998年社会保障法」の第14条(7)項～(12)項は、同法第14条に基づく不服申立てに適用されることから、本条に基づく不服申立てに対しても適用される（審判所への付託は、第50条(2)項に基づき設置された控訴審判所への付託として解釈する）。
- (4) 本条において、「審判官 (Commissioner) 」とは、1998年社会保障法の第2章第1部内と同様の意味を有する。

第52条 未成年者および行為能力に欠ける者

- (1) 本条は、本部に基づく支払いを受ける者が次に該当する場合に適用される。
 - (a) 18歳未満の者、または
 - (b) 金銭的事項に関して、2005年成年後見制度法 (Mental Capacity Act 2005) (c. 9) の意味における、行為能力に欠ける者（または、スコットランドにおける「2000年スコット

ランド成年障害者法」(Adults with Incapacity (Scotland) Act 2000) (asp 4)の意味における、行為能力に欠ける者)。

- (2) 第46条(5)項に従い、支払いは、その者の利益のために、国務大臣が選任することのできる受託者に対して行われる。
- (3) 受託者は、その信託、またはスコットランドにおいては国務大臣が宣言する目的及び条件に基づいて、その支払いを保持する。

第53条 規則：第4部

- (1) 本部における「規則」に対する言及は、国務大臣によって設けられた規則に対する言及である。
- (2) 本部に基づく、規則を設ける権限は、
 - (a) 行政委任立法 (statutory instrument) によって行使できる。
 - (b) 国務大臣が適切であると考える場合、付随的、補足的、過渡的な規定を設ける権限を含む。
 - (c) 裁量の行使により任意の問題に対処するため、行使することができる。
- (3) 第46条に基づく規則を設けるには、規則を含有する行政委任立法の草案が事前に提出されており、上院下院それぞれの決議によって承認されている必要がある。
- (4) 第47条に基づく規則を設けるには、それが同条に基づき設けられる最初の規則となる場合、規則を含む行政委任立法の草案が事前に提出されており、上院下院それぞれの決議によって承認されている必要がある。
- (5) 次に該当する行政委任立法は、議会上院または下院のいずれかの議会における決議に従い、無効とされるものとする。
 - (a) 本部に基づく規則を含有し、且つ
 - (b) 草案が事前に提出され、上院下院それぞれの決議による承認を必要としないもの。

中皮腫等に対する一時金の回収

第54条 「1997年社会保障（給付金回収）法」の修正

「1997年社会保障（給付金回収）法」(c. 27)の第1条の後に次の内容を挿入する。

「第1A条 一時金:規則を設ける権限

- (1) 国務大臣は次のような場合、規則により、第(2)項に該当する支払い(「一時金」)の回収に関する規定を設けることができる。
 - (a) 一時金の支払いが行われた、または行われる見込みの者(「P」)に対して、またはその者に関して、疾病の結果としての補償金の支払いが行われ、且つ、
 - (b) 補償金の支払いが、一時金の支払われた同一疾病の結果として行われる場合。
- (2) 本項は次の支払いに対して適用される。
 - (a) 「1979年じん肺等(労災補償)法」(以下、「1979年法」)に従って行われる支払い
 - (b) 「2008年児童扶養及びその他支払い法」第4部に従って行われる支払い
 - (c) 法定外給付(下記第(5)項(d)号により定められた意味の範囲内)
- (3) 本条に基づく規則は特に、
 - (a) Pに対して、またはPの被扶養者に関して支払われた一時金の回収に関して規定を設けることができる。
 - (b) 補償金からの一時金の回収を可能にする規定を設けることができる(これには、補償金額をゼロになるまで減じる回収を可能にする規定も含まれる)。
 - (c) 施行前に支払われた一時金を、施行後に支払われた補償金から回収することを可能にできる。
 - (d) 一時金の支払い証明書に関する規定を設けることができる。
 - (e) 本法の任意の規定を、変更を加えて、または加えずに適用することができる。
- (4) 疾病の結果としての支払いに対する第(1)項における言及は、
 - (a) 程度を問わず、当該疾病に罹患している、または罹患が疑われる者によって、またはその者の代理として行われた支払いに対する言及であるが、
 - (b) 別表1の第1部で触れられている支払いに対する言及を含まない。
- (5) 本条において、
 - (a) 「施行(commencement)」とは、本条の施行日を意味する。
 - (b) 「補償金支払い(compensation payment)」とは、上記第1条(1)項(a)号の範囲内における支払いを意味する。
 - (c) 「被扶養者」は、1979年法の第3条により定められた意味を有する。
 - (d) 「法定外給付」とは、国務大臣が、1979年法に基づく請求を棄却した後、当該人物に対して、またはその者に関して行われる国務大臣による支払いを意味する。

参考 2 : 2008 年中皮腫一時金支払い（請求及び再審査）規則

2008 No.1595 Social Security 社会保障

2008 年 中皮腫一時金支払い（請求及び再審査）規則

法案作成日	2008 年 6 月 18 日
議会提出日	2008 年 6 月 25 日
施行日	2008 年 10 月 1 日

雇用年金大臣は、2008 年児童扶養及びその他支払い法（Child Maintenance and Other Payments Act 2008）第 48 条第 1 項、第 3 項、第 49 条第 2 項、第 50 条第 4 項、および第 53 条第 2 項により付与された権限の行使により、以下の規則を制定する。

引用判例集、申立て、および解釈

1. (1) 本規則は、2008 年中皮腫一時金支払い（請求及び再審査）規則（The Mesothelioma Lump Sum Payments (Claims and Reconsiderations) Regulations 2008）と呼ばれ、施行は 2008 年 10 月 1 日である。

(2) 本規則において、「請求 (claim)」とは、Child Maintenance and Other Payments Act 2008 の第 46 条第 1 項に基づく請求のことであり、「中皮腫 (Mesothelioma)」とは、びまん性中皮腫のことである。

請求方法

2. (1) 第 (2) 項の規定に従い、本請求は、大臣により承認された書式を使用して書面にて、申請人の代表による署名を行ったうえ、書式で指定された書類を添付し、行うものとする。

(2) 特定の事例の条件のもと、大臣が充足しているものと判断した場合には、上記以外の方式による書面での請求を行うこともできる。

請求時期

3. (1) 本規則が施行される前に中皮腫と診断された患者に関しては、本規則施行日から 12 ヶ月以内に請求を行うものとする。

(2) 上記以外の中皮腫患者は、中皮腫と初めて判断された日から 12 ヶ月以内に申請を行うものとする。

(3) 死の直前に中皮腫であると診断された患者の扶養家族による申請は、死亡日から 12 ヶ月以内に行われなければならない。

(4) 上記項目(1)～(3)で規定されている 12 ヶ月の期限に関し、期限延長の正当な事由があると大臣が認めた場合、大臣が適切であると判断した期間延長することができる。本法令施行日の 12 ヶ月以前に死亡または診断を受けた患者に関しては本制度による期限延長は適用されない。

再審査

4. (1) 一時金の支給の可否判定の再審のため、大臣に提出される申請は、下記の要件を充足する必要がある。

(a) 決定通知日から一ヶ月以内、かつ

(b) 請求事由を明示しており、大臣が適切な再審査を行うために必要な関連情報の提供が可能であること

(2) 大臣は、いかなるときも、一時金の支払い決定に関する再審査を書面にて行う。

再審査として取り扱われる上訴

5. (1) 申請者が、請求に関する大臣の決定に対し、上訴した場合、大臣は本請求を 2008 年児童扶養及びその他支払い法の第 49 条にもとづき、再審査請求として取り扱う。

(2) 以下の場合、大臣は、当該上訴を上級審判所 (appeal tribunal) に付託しない。

(a) 補償は支払われるべきではないとする決定に対する上訴で、再審査請求として取り扱われる場合

(b) 再審査に当たって、補償は支払われるべきと決定する場合

(3) 第(2)項が適用される場合を除き、請求が再審査請求として取り扱われる際には、上級審判所への上訴の付託を再審査終了日まで遅らせる。

雇用年金大臣の権限による署名

雇用年金省 政務次官 William D McKenzie

2008 年 6 月 18 日

参考 3 : 2008 年中皮腫一時金支払い (条件及び額) 規則

2008 No.1963 社会保障

2008 年中皮腫一時金支払い規定 (条件及び額)

2008 年 7 月 17 日 策定

2008 年 10 月 1 日 施行

「1979 年じん肺等 (労災補償) 法」 (Pneumoconiosis etc. (Workers' Compensation) Act 1979)⁴⁴ の第 1 条(1)、および「2008 年児童扶養及びその他支払い法」 (Child Maintenance and Other Payments Act 2008)⁴⁵ の第 46 条(3)および第 47 条において与えられている権限を行使する雇用年金大臣は、以下の規定を策定する。

1979 年じん肺等 (労災補償) 法の第 7 条(3)、「2008 年児童扶養及びその他支払い法」の第 53 条(3)および第 53 条(4) (本法第 47 条の下、初めて策定された規定) に基づき、本文書の草案は議会に提出され、各院の決議により可決された。

引用、施行、および解釈

1. (1) これら規定は 2008 年中皮腫一時金支払い規定 (条件及び額) として引用することができる。
- (2) これら規定は 2008 年 10 月 1 日に施行することとする。
- (3) これら規定においては：
 - 「本法 (the Act)」は「2008 年児童扶養及びその他支払い法」を指す；
 - 「請求 (claim)」は本法第 46 条(1)に基づく請求を指す；
 - 「死亡患者 (deceased)」は死亡直前にびまん性中皮腫を患っていた者を指す；
 - 「中皮腫 (mesothelioma)」はびまん性中皮腫を指す；
 - 「支払い (payment)」には、現金払い、貨幣価値額による支払い、現物支給 (payment in kind) が含まれる。

欠格となる支払

2. (1) 本法第 47 条(1)(a)、(2)(a)、および(3)(e)を目的として下記の支払を規定する (びまん性中皮腫が原因で支払われた場合で、第 47 条(1)(a)および(2)(a)に規定された条件を満たすことを妨げる支払)
 - (a) 「2006 年英国海・陸・空軍等 (障害および死亡) 軍人年金命令」 (Naval, Military and Air Forces Etc. (Disablement and Death) Service Pensions Order 2006)⁴⁶ に基づく支払い

⁴⁴ 1979 c. 41.

⁴⁵ 2008 c.6.

⁴⁶ S.I. 2006/606.

- (b) 「2005 年国防軍および予備軍（補償制度）命令」(Armed Forces and Reserve Forces (Compensation Scheme) Order 2005) ⁴⁷に基づく支払い
- (c) 「1969 年雇用主責任（強制保険）法」(Employers' Liability (Compulsory Insurance) Act 1969) ⁴⁸の第 3 条に基づき保険加入を免除される雇用主、または如何なる政府機関、関係機関、法人から給付される支払い
- (d) 特定の石綿関連健康被害者の救済のため 2006 年 10 月 10 日に設立された英国石綿トラスト（UK Asbestos Trust）に基づく支払い
- (e) 特定の石綿関連健康被害者の救済のため 2006 年 11 月 23 日に設立された EL Scheme Trust に基づく支払い
- (2) 本法第 47 条(1)(b)および(2)(b)を目的として下記の支払を規定する（第 47 条(1)(b)または(2)(b)に規定された条件を満たすことを妨げる支給資格を有している）
 - (a) 「2006 年英国海・陸・空軍等（障害および死亡）軍人年金命令」(Naval, Military and Air Forces Etc. (Disablement and Death) Service Pensions Order 2006) に基づく支払い
 - (b) 「2005 年国防軍および予備軍（補償制度）命令」(Armed Forces and Reserve Forces (Compensation Scheme) Order 2005) に基づく支払い

無視する支払い

3. 誤って支払われ、結果として法定規則または法の原則に基づき返済する義務が生じた支払金は、本法第 47 条(1)(a)または(2)(a)（資格要件）においては無視することとする。

英国にいたかどうか

4. (1) 中皮腫患者の場合、当該患者が石綿にばく露した時と場所が英国内であることが資格要件となる。
- (2) 扶養家族の場合、死亡患者が石綿にばく露した時と場所が英国内であることが資格要件となる。

一時金の支払額

5. (1) 本法第 46 条(2)の下、中皮腫患者に対して支払われる金額は別表・表 1 に基づいて定められるものとする。
- (2) 別表・表 1 において表記されている年齢は、以下の年齢を基準とする：
 - (a) 当該患者が中皮腫であると初めて診断された年齢；
 - (b) 当該患者が中皮腫であると初めて診断された年齢が不明な場合、当該患者が申立てを行った年齢。

⁴⁷ S.I. 2005/439.

⁴⁸ 1969 c.57.

- (3) 本法第 46 条(2)の下、扶養家族に対して支払われる金額は別表・表 2 に基づいて定められるものとする。
- (4) 別表・表 2 において表記されている中皮腫患者の年齢は、当該患者が死亡した年齢である。

1988 年じん肺等（労災補償）（補償金支払い）規則の改正

- 6. 「1988 年じん肺等（労災補償）（補償金支払い）規則」(Pneumoconiosis etc. (Workers' Compensation) (Payment of Claims) Regulations 1988)⁴⁹（疾病により障害を負った者への支払い）の第 3 条の最後に、以下を加える。
 - 「(5) 以下の場合に、第 1 項に基づき支払われる額は、中皮腫支払い額を減じた額とする。
 - (a)びまん性中皮腫について、「2008 年児童扶養及びその他支払い法」（中皮腫支払い）の第 46 条に基づき、支払いがなされ、
 - (b)その後、当該患者が同一のびまん性中皮腫について、「1979 年じん肺等（労災補償）法」第 1 条(1)の下に支払いの対象となると決定された場合

雇用年金大臣の権限により署名

2008 年 7 月 17 日

雇用年金省 政務次官 William D McKenzie

⁴⁹ S.I. 1988/668.

ベルギー

参考 1：石綿被害者補償基金の設立に関する 2006 年 12 月 27 日制定プログラム法 (I)

参考 2：石綿被害者補償基金の設立に関する 2006 年 12 月 27 日制定プログラム法 (I)

第 4 編第 6 章の適用に関する王室勅令

参考1:石綿被害者補償基金の設立に関する 2006 年 12 月 27 日制定プログラム法(I)

第 4 編

第 6 章 石綿被害者補償基金

第 1 節 石綿基金の役割と運営

第 113 条

職業病の予防およびその損害賠償に係る 1970 年 6 月 3 日付にて統合された法律に基づき設けられた職業病基金内において、「石綿被害者補償基金」(以下、「石綿基金」と称する)を創設する。

石綿基金は、本章に定める諸条件に従い、石綿へのばく露に起因する損害に対し賠償金を支払うことをその目的とする。

第 114 条

第 1 項 石綿基金は、職業病基金の内部組織とする。

石綿基金の運営および本法に基づく決定事項の実施に要する業務は、いずれも職業病基金の任務とし、職業病基金の職員がその実施にあたるものとする。

第 2 項 閣議決定された法令の定めにより、国王は、本章の各条項ならびに職業病の予防およびその損害賠償に係る 1970 年 6 月 3 日付にて統合された法律に則り、石綿基金の財政・運営・予算管理方式を決定する。

第 115 条

石綿基金の運営、監督および管理については、職業病基金の運営、監督および管理に対して適用される法律・規則の定めに従うものとする。

石綿基金の管理・監督については、職業病基金の管理・監督を行う目的で指名された政府委員および監視員がこれを行うものとする。

第 2 節 資金

第 116 条

石綿基金は、以下の項目を財源とする。

第 1 号 年間 1,000 万ユーロの資金

閣議決定された法令の定めに基づき、国王は、本条第 2 号に規定する負担金収入額の変更に合わせ、本号に示す金額についても変更の決定をすることが

できる。

国王は、閣議決定された法令の定めにより、毎年遅くとも 1 月 31 日までに、本資金の財源および払い込み方法を決定する。なお 2007 年に限り、1 月 31 日の期日を 4 月 1 日とする。

第 2 号 雇用者が支払う負担金による収入。当該金額は第 1 号に定める額と同額もしくはそれ以上とする。

国王は、閣議決定された法令の定めにより、負担金支払いの義務を負う雇用者の業種、負担金の計算および確定方法ならびにその徴収方法を決定する。

この負担金は雇用者が社会保障費の徴収機関に対して支払うもので、支払い期限およびその条件については、被雇用者を対象とした社会保障費の支払いに関する規定に準ずるものとする。

徴収された負担金は、石綿被害者補償基金への充当を目的として、社会保障費徴収機関から職業病基金に対して支払われるものとする。

被雇用者を対象とする一般社会保障制度に係る諸規定、とりわけ証明書類を付した負担金の申告、支払い期限、民事制裁および刑事諸規定の適用、監督、係争時の管轄判事、訴訟における時効、債権に対する社会保障費徴収機関の先取特権および債権額の公示などについては、これらを適用できるものとする。

雇用者が、負担金の全額またはその一部の支払い回避を目的として、一つまたは複数の虚偽の申告をしたことが明らかとなった場合、当該雇用者には、他の民事制裁および刑事諸規定の適用とは別に、支払いを逃れた負担金の 2 倍相当額となる罰金の納付を義務付けるものとする。なお納付された罰金については、石綿被害者補償基金への充当を目的として、社会保障費徴収機関から職業病基金に対し支払われるものとする。

第 3 号 自営業を営む石綿肺患者へ支払われる石綿被害者補償基金の原資について、国王は、閣議決定された法令の定めに基づき、自営業者向けの社会保障費から資金を拠出するよう決定することができる。

第 4 号 寄付および遺贈。

第 5 号 第 125 条第 2 項の定めに従い職業病基金が代位権を行使して回収した資金。

第 117 条

本基金は、労働者の社会保障に係る 1944 年 12 月 28 日付アレテ・ロワの改正法である 1969 年 6 月 27 日付法律第 5 条第 1 項第 2 号に定める全国社会保障庁（ONSS）の包括的財政管理とは別枠で設立されるものである。

第 3 節 適用範囲および手続

第 118 条

以下に掲げる疾病の罹患者（およびその者に代わる権利保有者）は、本法の名においてもしくは本法に定める条件に基づき、石綿基金に対し補償金の給付を求めることができる。

第 1 号 中皮腫

第 2 号 石綿肺

第 3 号 閣議決定された法令の定めにより国王が決定するその他疾病のうち、石綿へのばく露に起因することが明白である疾病。

第 119 条

第 1 項 職業病基金は、第 118 条に定める者からのあらゆる賠償金請求に対し、本法の各条項に従って決定を下す。なお、同基金に対する当該請求は、書面またはオンライン手続により行うものとする。

国王は、請求方法およびその審議手続きについて定めるものとする。

第 2 項 請求者は、ベルギー国内において石綿へのばく露した事実を証明しなければならない。但し、請求者が中皮腫に罹患している場合、当該証明は職業病基金が定める石綿へのばく露基準または診断基準に則したものでなければならない。

本章の適用にあたり、国王は、閣議決定された法令の定めに基づき、また運営委員会の答申を経た上で、前項に適用する基準を決定することができる。なおばく露基準については、石綿へのばく露の種類に応じて変更されるものとする。

第 4 節 石綿基金の活動

第 120 条

第 1 項 石綿基金は、石綿に起因する疾病を罹患している者による請求が認可された場

合、これらの被害者に対して補償金給付活動を行う。

補償金は、毎月一定額の金額が給付されるものとする。なお、第 118 条第 2 号および第 3 号に定める疾病を対象とする補償金については、閣議決定された法令の定めに従い国王が決定する条件および基準に基づき、被害の大きさに反比例して毎月の給付額を減額するものとする。

閣議決定された法令の定めにより、国王は、毎月の給付金について、その金額ならびに給付および支払いの条件・方法を決定する。

第 2 項 被害者が死亡した場合、石綿基金は、この者に代わる権利保有者に対し補償金の給付を行う。被害者に代わる権利保有者とは以下の者を指す。

第 1 号 死亡時に離婚や別居をしていない配偶者で、以下に掲げるいずれかの条件を満たす者。

a) 死亡日以前に少なくとも 365 日間の婚姻契約の事実を有すること。

b) この結婚による子供が 1 名いること。

c) 死亡時に養育すべき子供が 1 名おり、夫婦のいずれかがその子のために家族手当を受給していること。

第 2 号 離婚または別居している遺族のうち、法律に基づく扶養手当または取り決めにより被害者が負担することになっている扶養手当を受給している者。

第 3 号 家族手当を受給する資格を有する子供。但し、いずれの場合も 18 才以下の者に限る。

補償金は基金をその財源とする。閣議決定された法令の定めにより、国王は当該基金の支払方法およびその金額を決定する。

被害者が本法の適用に基づく請求をすることなく亡くなった場合、死亡日が 2007 年 3 月 31 日以降である場合に限り、権利保有者は、死亡日から 6 ヶ月以内であれば請求を行うことができる。

第 3 項 第 1 項および第 2 項に定める石綿基金により給付される補償金の額は、国庫負担となる公務員給与、賃金、給付金、手当および補助金、その他一部の社会保障手当、労働者の社会保障費負担金の一部を算出する際の基準となる報酬の上限額、ならびに自営業者に課される社会保障費自己負担分と、消費者物価指数との連動規則を定める 1971

年 8 月 2 日付法律の条項に従い変動するものとする。

第 121 条

中皮腫患者に対する石綿基金の補償金については、ベルギーおよび他国の法律に基づくあらゆる社会保障手当とは別に、その全額を受給することができる。

第 118 条第 2 号および第 3 号に定める疾病の罹病者に対する石綿基金の補償金については、当該被害者が同じ疾病に関して以下のいずれかに基づく何らかの補償金を受給している場合、一定の割合で減額される。但し、治療費還付に係る補償金についてはこの対象とはならない。

- 職業病に起因する損害の賠償および分割に係る 1970 年 6 月 3 日付にて統合された法律、業務上災害・通勤災害および公的企業における職業病の予防もしくはその損害賠償に関する 1967 年 7 月 3 日付法律、または他国においてこれに相当する法律。
- 強制加入の健康保険および労災保険または他国においてこれに相当する法律により認められた第一級就労不能もしくは廃疾に対する補償金。
- 公的企業における、疾病または廃疾による欠勤に係るあらゆる現行法または現行規則。
- 訴訟または示談手続きにおいて、被害に対する責任を問われた企業が支払う損害賠償金。

国王は、本条第 2 段落に定める減額について、その算出方法を決定する。

第 122 条

石綿基金が給付する補償金については、受給者、その配偶者、同居人、扶養家族または被扶養者に対する社会保障給付額算定において対象となる資産とはみなされない。

当該原則は、とりわけ以下に掲げる各項目に対して適用される。

- 第 1 号 強制加入の健康保険および労災保険により給付される第一級就労不能または廃疾に対する補償金
- 第 2 号 身体障害者手当
- 第 3 号 最低生活所得
- 第 4 号 社会扶助
- 第 5 号 高齢者所得保障

第 123 条

本章に定める手当の受給者が死亡した場合、未払いの給付金は、職業病の予防およびその

損害賠償に係る 1970 年 6 月 3 日付にて統合された法律第 64-2 条に則り給付される。

第 5 節 係争および時効

第 124 条

本章の適用に係る諸決定については、労働裁判所への上訴の対象となり得る。但し、異議申し立ての対象となる決定事項の通知から 3 ヶ月以内に上訴しない場合には、その権利を失うものとする。

第 125 条

第 1 項 本章および他国においてこれに相当する法律の適用を受け、第 118 条第 1 号および第 2 号に定めるいずれかの疾病に対する補償金の給付を受けたことのある被害者またはその権利保有者は、従業員や代理人などを含む加害企業に対し、損害賠償金の満額受領を目的に訴訟を起こすことはできない。但し、この損害が第 116 条第 2 号および第 3 号の施行に関する法令の適用範囲に含まれる場合にはこの限りではない。

第 2 項 加害企業が故意に疾病を引き起こした場合、被害者またはその権利保有者は、第 1 項の規定にかかわらずこれに対して民事訴訟を起こすことができる。

加害企業が、石綿または石綿ばく露による影響に関して当局からの改善命令を受けながら、定められた期限内にこれに従わず必要な措置を講じなかったことにより被害者を石綿ばく露の危険に晒し続けた場合、これを故意に疾病を引き起こしたものとみなす。

第 3 項 職業病基金は、石綿基金が給付する補償金の範囲内において、被害者またはその権利保有者に代わり加害企業に対する諸権利を行使する。

第 4 項 被害者またはその権利保有者は、職業病基金に対し、この権利を行使するにあたり必要となるあらゆる情報を提供する義務を負う。国王は、当該義務の遂行に係る諸規則を定めることができる。被害者は、賠償責任者との間で協約を交わす際には、事前に必ず同基金の判断を仰ぎ、承認を得ておかなければならない。

第 6 節 雑則

第 126 条

裁判法第 579 条（1969 年 6 月 24 日付法律に変更、1971 年 8 月 16 日付および 2005 年 12 月 13 日付の各法律に基づき改正）に以下の条項を追加する。

「第 6 号 2006 年 12 月 27 日制定プログラム法（I）により決定された、石綿被害者補償基金の補償金給付に関する係争」

第 127 条

同法第 704 条(1971 年 6 月 30 日付、1977 年 12 月 22 日付、1992 年 8 月 3 日付および 1998 年 11 月 23 日付の各法律に基づき改正) の文面において、「 508 条/16」と「 580 条第 2 号」の間に「 579 条第 6 号」の文言を追加する。

第 128 条

同法第 1017 条第 2 項(1970 年 6 月 24 日付法律に変更、1971 年 6 月 30 日付、2003 年 4 月 22 日付および 2005 年 2 月 21 日付の各法律に基づき改正) の文面において、「 条(articles)」と「 580 条」の間に「 579 条第 6 号」の文言を追加する。

第 129 条

同法第 1056 条第 3 号(1971 年 5 月 12 日付法律に変更、1971 年 6 月 30 日付および 1977 年 12 月 22 日付の各法律に基づき改正) の文面において、「 条(articles)」と「 580 条」の間に「 579 条第 6 号」の文言を追加する。

第 130 条

裁判法第 1410 条第 2 項(1969 年 6 月 27 日付、1971 年 5 月 12 日付、1974 年 8 月 7 日付、1993 年 1 月 14 日付、1998 年 2 月 22 日付、1999 年 3 月 18 日付、1999 年 12 月 24 日付、2001 年 3 月 22 日付および 2003 年 4 月 22 日付の各法律に基づき改正) に以下の条項を追加する。

「第 11 号 2006 年 12 月 27 日制定プログラム法(I) 第 120 条に定める、石綿被害者補償基金の給付する補償金額」

第 131 条

1992 年所得税法第 38 条第 1 項に、以下の条項を追加する。

「第 22 号 石綿被害者補償基金による補償金給付」

第 132 条

職業病の予防およびその損害賠償に係る 1970 年 6 月 3 日付にて統合された法律第 6 条に、以下に示す第 10 号を追加する。

「第 10 号 2006 年 12 月 27 日制定プログラム法(I) 第 4 編第 6 章に則り石綿被害者へ補償金を給付する」

第 7 節 附則

第 133 条

本章は、2007 年 4 月 1 日より効力を発揮するものとする。但し、第 116 条第 2 号および第 3 号、ならびに第 125 条第 1 項および第 2 項についてはこの限りではない。

第 116 条第 2 号および第 3 号、ならびに第 125 条第 1 項および第 2 項については、閣議決定された法令に基づき国王が定める日よりこれらが同時に発効するものとする。

参考2:石綿被害者補償基金の設立に関する 2006 年 12 月 27 日制定プログラム法(I)

第4編第6章の適用に関する王室勅令

アルベール2世国王より

拝啓 現在および将来における全てのわが国民へ

職業病防止および職業病により生じた損害の補償に関する法律(1970年6月3日に州・連邦間で統合され、特に2006年12月27日制定のプログラム法(I)第132条により追加された第6条(10))にかんがみ、

2006年12月27日制定のプログラム法(I) 特に第4編第6章にかんがみ、

2007年2月14日付の職業病基金管理委員会意見にかんがみ、

被害者救済の緊急性にかんがみ、

1963年4月25日制定の、社会保障・保護のための公共の利益に資する公共機関の管理に関する法律、特に第15条にかんがみ、

2007年__月__日発表の金融監察官意見にかんがみ、

2007年__月__日発表の予算担当大臣との合意にかんがみ、

最高行政裁判所に関する共同法の第84条第1項第1節(1)に基づく、2007年__月__日発表の最高行政裁判所意見第__号にかんがみ、

わが国の社会福祉担当大臣、中産階級担当大臣、雇用担当大臣の勧告、および閣僚会議で本案件を審議してきたわが国大臣らの意見にかんがみ、

以下のように定める。

第1章 定義

第1条

本勅令では、その目的にかんがみ、以下の定義が適用される。

1. 「プログラム法」とは、2006年12月27日制定のプログラム法(I)を指す。
2. 「共同法」とは、1970年6月3日に州・連邦間で統合された、職業病防止および職業

病により生じた損害の補償に関する法律を指す。

3. 「基金」とは、共同法第 4 条（以下参照）に定める職業病基金を指し、共同法第 6 条（10）に定める責務を果たす目的で設立される。
4. 「請求」とは、プログラム法の第 4 編 6 章に定める給付に関する請求全てを指す。
5. 「石綿基金」とは、プログラム法の第 4 編第 6 章第 113 条に基づき設立された、石綿被害者補償基金を指す。

第 2 章 財源

第 2 条

第 1 項

全体的か部分的かを問わず、1969 年 6 月 27 日制定法（労働者の社会保障に関する 1944 年 12 月 28 日制定勅令法の改正）の規制対象である雇用者、商船員の社会保障に関する 1945 年 2 月 7 日制定勅令法の規制対象である雇用者、および 1969 年 11 月 28 日制定王室勅令法第 17 条の 2（労働者の社会保障に関する 1944 年 12 月 28 日制定勅令法の改正法である 1969 年 6 月 27 日制定法を、適用する上で制定）に定める学生の雇用者は、2007 年 4 月 1 日同日より、石綿基金の財源に対する負担金として 0.01%を支払うものとする。

第 2 項

第 1 条に定める負担金は、社会保障負担金の算出に用いられる収益を基礎に算出されるものとする。

第 3 条

第 1 項

石綿基金は、2007 年 4 月 1 日同日より、自営労働者の社会的地位における包括的財務管理を導入している 1996 年 11 月 18 日制定の王室勅令法に定められた、自営労働者の社会的地位における包括的財務管理に従いその資金を調達するものとする。この資金調達は、1996 年 7 月 26 日制定法の第 6 編第 1 章に基づき、社会保障を近代化し、最大で本条に定められた年間最高額まで、法定年金制度の実現可能性を確保する目的で行われるものとする。

第 2 項

第 1 項に定める金額は、石綿基金の補償対象となる、石綿肺に罹患した自営業者の数を基準に決定されるものとする。同患者数は、X 会計年度の予算成立とともに入手可能になった情報から決定される。同患者数および勅令による資金調達の金額は、閣僚会議の審議を経た後、国王により決定されるものとする。前述の患者数および金額が、

閣僚会議の審議後、X会計年度の前年の12月31日までに勅令により発令されなかった場合は、X会計年度の自営労働者の社会的地位における包括的財務管理に対する負担金は、750,000ユーロとする。2007年の同金額は、750,000ユーロに固定されるものとする。

第3章 請求

第4条

第1項

プログラム法第119条第1項に定める給付請求が適格となるには、被害者自身または被害者の相続人、もしくは権利継承者のいずれかによって、以下に従って請求がなされる場合とする。

- (1) 石綿基金から対象となる人物に提供された適切な書式を用いていること。書式は、基金管理委員会によって決定された標準書式から成り、管理部門の記載部分と医学所見記載部分とを含むものとする。同書式は、医学所見についての裏付けとなる確認書類を添付するものとする。日付・署名の記載は被害者自身、被害者が死亡している際には、被害者の相続人もしくは権利継承者によってなされるものとする。または、
- (2) 基金管理委員会承認の電子標準書式を用いること。この標準書式は、同書式上に記載された説明に従い記入が行われるものとする。

第2項

第1項の定めにかかわらず、本勅令の施行以前に、既に共同法に基づいて中皮腫罹患により補償給付を受けていた被害者は、本勅令の施行日以降、自動的に石綿基金から給付を受けるものとする。またその際、請求提出要件が免除されるものとする。

第1項の定めにかかわらず、本勅令の施行以前に、既に共同法に基づいて石綿肺罹患により補償給付を受けていた被害者は、本勅令の施行日以降、当該被害者の疾病罹患が2001年1月1日に先立ち認定されていたと擬制し、自動的に、石綿基金から給付を受けるものとする。またその際、請求提出要件が免除されるものとする。

共同法に基づいて石綿肺罹患により補償給付を受けていた被害者で、当該被害者の疾病罹患認定が2001年1月1日に先立つ認定に準じる場合は、当該被害者は補償申請を提出するものとする。同申請が2010年4月1日以前に提出され、受理される場合、本申請は本勅令の施行日に提出されたものとみなされる。

第 3 項

石綿基金は、既に死亡した、プログラム法第 120 条第 1 項に定める給付受給者の相続人もしくは権利継承者に対して、同法第 120 条第 2 項に定める要件を満たすと確定するため用いる書式を送付するものとする。

同書式は、石綿基金が戸籍簿（National Register of Natural Persons）を参照し特定した相続人もしくは権利継承者に対しては、自動的に送付するものとする。そのほかの場合は、相続人もしくは権利継承者の求めに応じ、書式を送付するものとする。

第 5 条

石綿基金への請求日付は、第 4 条第 1 項の規定に従い以下のように定めるものとする。

- （１）書留郵便による提出の場合は、消印の日付
- （２）普通郵便による提出の場合は、石綿基金が受領した日付
- （３）本勅令第 4 条第 1 項（２）に定める電子標準書式を用いて提出がなされた場合は、石綿基金が電子形式による請求を受領した日付

第 4 条第 1 項に従い石綿基金に提出された請求が、誤って、ベルギーまたは外国の審査権限を有しない社会保障機関にも提出された場合は、提出が書留郵便によりなされた場合、請求の受領日付は権限のない同機関に提出された日付、すなわち消印日付とし、その他の場合には、審査権限のない同機関が請求を受領した日付とする。

第 4 章 請求審査

第 6 条

請求受理後 15 日以内に、石綿基金は請求者に受領通知を送付するものとする。

請求が、第 4 条第 1 項（１）又は（２）に定める書式により必要とされる情報の全てを含んでいない場合は、石綿基金は請求者に書式の不備を通知し、また請求を完了させるために提出が必要な書類または情報を請求者に通知するものとする。

請求者が、初めに請求を提出した日から 1 ヶ月以内に、必要な書類または情報を提出できなかった場合、石綿基金は同請求者に、書留郵便による督促状を送付するものとする。

督促状を送付後、1 ヶ月以内に請求者から返信がなかった場合には、石綿基金は現状で入手可能な情報に基づき審査を行うものとする。

第 7 条

石綿基金は、1983 年 8 月 8 日に定められた戸籍簿制定法第 3 条（１）及び（２）に定める

情報を入手するため、戸籍簿を参照するものとする。または戸籍簿が同情報の正確性を担保できる場合に、同戸籍簿を参照するものとする。

他の情報源を用いることは、必要な情報が、戸籍簿を参照しても入手できない場合でない限り、認められていない。

第 8 条

石綿基金は中皮腫に関する請求全てに関し、請求が完了した日付から 2 ヶ月以内に決定を下すものとする。または、請求が完了した日付から第 6 条の最終パラグラフの定めに従い、許容されている期間が経過するまでの間に決定を下すものとする。同期間は、請求がプログラム法第 118 条第 2 号及び第 3 号に定める疾病に関するものである場合は、4 ヶ月まで延長されるものとする。

石綿基金は、請求者に対し、決定理由を明らかにし通知するものとする。請求者が死亡した場合は、相続人もしくは権利継承者に対し、同理由を明らかにし通知するものとする。

決定通知は書留郵便で送付されるものとする。決定書類および通知は、1983 年 8 月 8 日に定められた戸籍簿制定法第 3 条第 1 節(5)の定義に従い、対象の請求者の主たる住所に、当該請求者に対して送付されるものとする。対象の請求者が、書面による申出を石綿基金に対して行った場合、本規定の遵守は免除される。

第 5 章 石綿基金に基づく給付

第 9 条

プログラム法第 120 条第 1 項に定める者は、請求が受理された月以降、以下の補償給付を受給する資格を有するものとする。

- (1) 中皮腫に罹患している場合は、毎月の定額給付 1,500 ユーロ給付、または
- (2) 石綿肺に罹患している場合は、身体的な障害の度合いに対し、1%当たり 15 ユーロの月額払いとする。

第 10 条

第 9 条(2)に定める毎月の定額給付は、受給者が、プログラム法第 121 条第 2 パラグラフに基づき同じ疾病に罹患していることで同様に補償給付を受けている場合、一律 50% 減額するものとする。

第 11 条

被害者が、石綿起因の疾病に複数罹患している場合、より大きな補償給付の受給資格を有するものとする。

第 12 条

中皮腫により死亡した被害者の相続人もしくは権利継承者は、以下の補償給付の受給資格を有するものとする。

- (1) 被害者の相続人もしくは権利継承者がプログラム法第 120 条第 2 項第 1 パラグラフ第 1 号に定める要件を満たす場合、30,000 ユーロの一時金を給付するものとする。
- (2) 被害者の相続人もしくは権利継承者がプログラム法第 120 条第 2 項第 1 パラグラフ第 2 号に定める要件を満たす場合、15,000 ユーロの一時金を給付するものとする。
- (3) 被害者の相続人もしくは権利継承者がプログラム法第 120 条第 2 項第 1 パラグラフ第 3 号に定める要件を満たす場合、25,000 ユーロの一時金を給付するものとする。

第 13 条

石綿肺により死亡した被害者の相続人もしくは権利継承者は、以下の補償給付の受給資格を有するものとする。

- (1) 被害者の相続人もしくは権利継承者がプログラム法第 120 条第 2 項第 1 パラグラフ第 1 号に定める要件を満たす場合、15,000 ユーロの一時金を給付するものとする。
- (2) 被害者の相続人もしくは権利継承者がプログラム法第 120 条第 2 項第 1 パラグラフ第 2 号に定める要件を満たす場合、7,500 ユーロの一時金を給付するものとする。
- (3) 被害者の相続人もしくは権利継承者がプログラム法第 120 条第 2 項第 1 パラグラフ第 3 号に定める要件を満たす場合、12,500 ユーロの一時金を給付するものとする。

第 6 章 給付支払い

第 14 条

プログラム法第 120 条第 1 項第 2 パラグラフに基づく毎月の定額給付は、前払いではなく当月払いとする。

毎月の定額給付の際、被害者が死亡した月に関しても支払われるものとする。

第 15 条

プログラム法第 120 条第 2 項第 2 パラグラフに基づき支払われるべき一時金は、被害者の相続人もしくは権利継承者に対して、第 16 条第 2 パラグラフに定める要件を満たした書式を受領した翌月に、1 回支払われるものとする。

第 16 条

本勅令による補償給付は、石綿基金から、被害者、または被害者の相続人もしくは権利継承者に対して、ベルギー国内の金融機関に開設された口座への自動払込により支払うものとする。同金融機関は、社会福祉担当大臣の定める書式につき、石綿基金と合意していることが条件となる。

払込口座の書式に関しては、石綿基金から対象となる人物に対して提供されるものとする。

第 1 パラグラフの定めにかかわらず、また普通郵便による被害者の申出により、毎月の定額給付の受取人指定銀行小切手払いが可能である。

第 7 章 最終条項

第 17 条

石綿基金は、1967 年 7 月 3 日制定の職業病防止および、職業病・職場の事故・公共団体における職業病から生じた損害の補償に関する法律に明示されているように、プログラム法第 118 条に定める石綿起因の職業病の認定決定があった際にはその全てについて、関連省庁から通知を受けるものとする。

第 18 条

プログラム法の第 116 条第 2 号及び第 3 号、第 125 条第 1 項及び第 2 項は、2007 年 4 月 1 日同日より施行する。

第 19 条

本勅令は、2007 年 4 月 1 日同日より施行する。

第 20 条

わが国の社会福祉担当大臣、中産階級担当大臣、雇用担当大臣は、各大臣が保有する権限の範囲内の事柄において、本勅令の適用に関する責任を負うものとする。

オランダ

参考１：非職業関連中皮腫被害者に対する補償（TNS）に関する規則（一部抜粋）

参考２：石綿被害者に対する補償に関する法令 附則 - 悪性中皮腫診断規約

§ 2. 補償を受ける権利およびその額

第 2 条

次にあてはまる者は、補償を受ける権利を有する。

- a. 補償申請を行う時点で生存中の者
- b. 悪性中皮腫診断規約 (訳注 : 本報告書 P.176 ~ を参照) の適用が確定している者
- c. 石綿ばく露は従業員としての作業時に起こっていないと考えられる者
- d. 石綿被害者に対する補償に関する法令第 10 条 a および第 10 条 b に基づく補償金の対象とはならない者
- e. 石綿被害者に対する補償に関する法令に基づく補償金を受領していない者
- f. 悪性中皮腫が確認されたことに関して、外国の制度に基づく補償金を受領、または補償金の申請を行い、この申請についての決定がまだ下りていない者
- g. 悪性中皮腫が確認されたことに関して、無形の損害に対する補償は受けていないが、補償の形式によらず 16,655 ユーロを上限とする額を受領したことがある者、なおかつ
- h. 民法第 1 巻第 10 条第 1 項および第 11 条が定めるように、少なくとも 10 年間にわたり連続してオランダに居住しており、この期間が補償請求の時点に先立つこと 10 年から 60 年の範囲にある者

第 3 条

1. 第 2 条に定める者の遺族は、次の場合に補償を受ける権利を有する。
 - a. 第 2 条に定める者が自ら補償申請を行ったが、その決定が下る前に死亡し、かつ第 2 条 b から h までは死亡した本人にあてはまる場合、または
 - b. 第 2 条に定める者が 2006 年 11 月 10 日から 2008 年 6 月 1 日までの期間中に死亡し、かつ第 2 条 b から h までは死亡した本人にあてはまる場合
2. 第 1 項 a または b の場合、第 2 条に定める者が補償申請をしていれば、第 1 条第 1 項 g の適用により誰を遺族とするかについては、第 2 条に定める者が死亡した時点の状況に基づいて判断する。
3. 第 1 項 b の場合、第 2 条に定める者が補償申請をしていなければ、第 1 条第 1 項 g の適用により誰を遺族とするかについては、補償申請が行われた時点の状況に基づいて判断する。
4. 遺族は、第 2 条に定める者に悪性中皮腫が確認されたことに関して、無形の損害に対する補償は受けていないが、補償の形式によらず 16,655 ユーロを上限とする額を受領したことがある場合に限り、補償を受ける権利を有する。
5. 第 1 項 a の場合、請求の審査は遺族のために継続される。ただし、遺族が審査の継続を望まないと表明する場合はこの限りではない。

6. 遺族が1名以上であれば、遺族はそのうちの1名に対し、本法令の執行のための代表権が与えられるよう計らう。これには、補償金を受領することも含む。

第4条

1. 補償は、無形の損害に対する補償とし、その額は16,655ユーロとする。
2. 第2条に定める者またはその遺族が、悪性中皮腫が確認されたことに関して無形の損害に対する補償をすでに受けており、その額が16,655ユーロよりも低ければ、補償の額はすでに受領した金額と16,655ユーロの差額とする。
3. 2001年所得税法に従う税金、または社会保障財源法に従う社会保険料の支払い義務が発生する場合、第2項の適用にあたっての補償の額は、支払うべき税金および社会保険料の分を差し引いた額を考慮する。

§ 3. 申請および情報提供義務

第5条

1. SVB（社会保険銀行）は、申請に応じて補償を受ける権利の有無を確定する。
2. 補償申請は、SVBが用意した申請書を用いて、SVBに提出される。
3. 第2条に定める者は、次のために、民法第3巻第74条に定める撤回不能の権能をSVBに与える。
 - a. 無形の損害について、第4条第1項に定める額を限度とする額、または大臣と責任を問われた当事者の間で合意した場合はこれを超える額の返済を法的に求めること
 - b. 民法第6巻第106条第2項第2文に定める通知を、第2条に定める者が自ら行っていない場合に行うこと、および
 - c. 無形の損害に対する賠償を、第2条に定める者に代わって徴集すること
4. SVBが第3項に定める権限を行使せず、第2条に定める者が申請後に無形の損害に対する賠償を受領する場合、第2条に定める者はこの旨を遅滞なくSVBに通知し、補償を全額、または賠償が補償よりも少額の場合はその分をSVBに返済する。
5. 補償申請が遺族により行われる場合、第2項から第4項までを準用する。

第6条

1. 第2条に定める者は、補償申請にあたり、SVBもしくはSVBが指定した者または機関に対し、いかなる場合でも以下を提供する。
 - a. 悪性中皮腫の診断に必要な情報および証拠
 - b. 民事訴訟により損害賠償請求をしたことがあった場合には、その情報および証拠
 - c. 悪性中皮腫が確認されたことに関して、すでに受領した無形の損害に対する補償についての情報および証拠、および
 - d. 石綿ばく露ならびにばく露があった期間に関する情報、また可能であればその証拠

2. 第 2 条に定める者は、SVB もしくは SVB が指定した者または機関に対し、それらの求めに応じて、または本人の意思で、本法令の執行に必要なその他の情報および証拠を提供し、さらに必要な場合に妥当な範囲で協力する。
3. 第 3 条第 1 項 b のケースで遺族が補償申請を行う場合、第 1 項および第 2 項を準用する。
4. 第 3 条第 1 項 a のケースで遺族が補償を受ける権利を有する場合、第 2 項を準用し、遺族は SVB に対し、悪性中皮腫が確認されたことに関してすでに受領した無形の損害に対する補償についての情報および証拠を提供する。
5. 第 3 条第 1 項 b の場合、遺族は 2008 年 11 月 30 日まで（この日を含む）補償申請を提出することができる。

§ 4. 支払いおよび返還請求

第 7 条

補償は SVB により、第 2 条に定める者または第 3 条に定める遺族に対して、できる限り早急に支払われる。

第 8 条

1. SVB は、補償を受ける者が次に該当する場合、補償給付の決定を再考、または撤回する。
 - a. 補償給付の決定後に、補償を受ける権利の確定にあたって考慮されたと考えられる支払いを受領した、または
 - b. 第 5 条第 4 項および第 6 条第 1 項から第 4 項までに定める義務を履行しなかった、または適切に履行しなかったために、補償給付が不当に決定された、または不当に高額な補償が決定された
2. 緊急の対応を要する理由がある場合、SVB は、再考または撤回を全面的もしくは部分的に放棄する決定を行うことができる。
3. 第 1 項の決定の結果として、不当に給付された、または不当に高額が認められた補償、もしくは別のかたちで過度に支払われた補償については、補償の給付を受けた者からの返還が求められる。

解説

§ 1. 契機

2006 年 11 月 10 日、内閣は、中皮腫の疾患が確認され、石綿被害者に対する補償に関する法令（Regeling tegemoetkoming asbestslachtoffers、TAS 法令）の対象とはならない者に対する補償に関する制度を設けることを決定した。石綿ばく露が従業員としての作業中に起こった場合にのみ、TAS 法令に基づく補償を受ける権利が主張できる。2006 年 11 月 10 日の閣議決定は、本法令、非職業関連中皮腫被害者に対する補償に関する法令（以下「TNS

法令」と記述)をもって説明され得る。本法令に基づき、被った無形の損害についての財政的補償が一定の条件下で可能となった。こうして、非職業関連中皮腫被害者が社会的に認知されることになる。

オランダでは、毎年約 400 人が悪性中皮腫と診断されている⁵⁰。悪性中皮腫は、石綿繊維へのばく露が原因で生じる胸膜、腹膜、心膜のガンの一種である。1980 年代末以降、中皮腫被害者は、損害賠償を求めて石綿ばく露について責任のある者に対する民事訴訟を続けている。これは、多くの場合感情的で、かつ時間のかかる手段である。疾患の深刻さに加え、進行が速いこと(中皮腫患者は、一般的に診断から 1 年以内に死亡する)から、犠牲者は訴訟の判決が下る前に死亡することが多い。

これらの被害者が歩む法律的な苦難の道を短縮する目的で、1998 年末に石綿被害者協会に関する覚書が交わされた。この覚書は従業員としての状況下で石綿ばく露を受けた被害者に特化したもので、石綿被害者委員会(Comité Asbestslachtoffers)、雇用者および被雇用者団体、保険業者連合会(Verbond van Verzekeraars)、社会問題・雇用省、法務省が当事者として参加していた。この覚書の一環として、石綿被害者協会(Instituut Asbestslachtoffers、IAS)が設立された。IAS は、覚書および裁判の状況に基づき、被害者と責任を問われている当事者(雇用者)間の調停を行う。この際、有責任者による損害賠償の支払いは、最重要の基本原則である。この覚書のセーフティネットとして、2000 年 1 月 26 日より TAS 法令が存在している。TAS 法令は、工作中に石綿ばく露を受けたが、責任のある雇用者が見つからない、または倒産した中皮腫被害者、もしくは時効により損害賠償請求権を行使できなくなった中皮腫被害者のための保護手段である。2003 年初め、TAS 法令に立替金規則が追加された。これは、無形の損害の補償について、国はその責任の引き継ぎまたは補償は行わないとの従来の見解を考慮したものである。2003 年中に、TAS 法令の適用範囲は、石綿に被爆した従業員の同居人で中皮腫を病む者にまで拡大された。

中皮腫被害者のすべてのケースで、石綿ばく露の原因が雇用関係に求められるわけではない。石綿は過去にさまざまな用途に用いられ、多様な製品および環境にも含まれていた。程度はかなり減少したとはいえ、これは現在の状況にもあてはまる。さらに、自営業者も石綿を使った作業をしていたが、覚書の対象に自営業者は含まれていない。

疾患が深刻であること、ならびに石綿が過去に社会で広く利用されていたことから、内閣は、従業員としての事実がある中皮腫被害者に対してのみ財政的補償が可能であり、従業員としての作業中には石綿にばく露していない中皮腫被害者に対して補償がないのは不十分であると考え。内閣はまた、被った無形の損害について財政的補償を行うことで、従業員としてではない石綿被害者の苦しみが社会的に認知されることを希望する。

どの石綿ばく露により病気になったかを確実に判定することは不可能であり、被害者を環境におけるばく露と製品でのばく露で区別することはできない。この理由と、またすべ

⁵⁰ 出典：オランダ統計局 CBS Statline による死亡者数統計

ての被害者に報いるため、本法令は、中皮腫を患い、石綿汚染の原因を帰することができる雇用関係を持たない（持ったことがない）すべての人を対象として成立した。

§ 2. 法令の意図

補償は、石綿へのばく露により中皮腫を発症した人の苦しみに社会が関与することの表明であるとみなすことができる。補償は、それを生じさせた側に責任があるとされた場合に得られるような、損害の賠償を意味するものではない。政府は、補償の給付によって損害賠償の支払い責任は引き継がないし、またその責任は負わない。

本法令に基づき給付された補償は、可能な場合、責任を負うべき当事者に請求される。本法令では、被害者をいたわることを意図しており、被害の責任を追及され得る者に対して何もしないわけではない。生じた損害の補償に関する取り決めの申し合わせができるならば、それはすべての当事者のためである。本法令の施行時点で、こういった申し合わせはまだ成立していない。このような取り決めの段になるまでの間は、本法令の執行を担当する機関として、社会保険銀行（SVB）が給付された補償を民事訴訟によって弁償させることに見込みがあるかどうかについて、ケースごとに判断が行われる。これを可能にするために、申請者は委任状に署名をする。SVBはこの委任状に基づいて、被害者に代わって補償の回収を試みる。

目的とするところは、被害者の生存中に認定を行うことである。被害者は原則的に、補償を希望することを自ら申告しなければならない、したがって申請を自ら行わなければならない。被害者の遺族が補償を受けることができるのは、2つの場合に限定されている。

第1に、遺族は、被害者が補償を申請したがその決定が下る前に死亡した場合に、被害者の権利を継承する。第2に、補償に関する法令の成立を内閣が決定した日（2006年11月10日）以降、本法令の施行から遅くとも半年後の期間内に死亡した被害者の遺族に対しては、特例が適用される。これらの被害者については、本法令の施行まで申請ができなかった。これらの者の遺族は、まだ補償申請を行うことが認められる。この移行期間は、法令の初期段階に関連して、施行の時点から半年後までとする。本法令として示す中皮腫が確認された人に対する補償規則についての情報が、オランダ国内のすべての肺専門医など、関係者および関係機関のもとに届くまでにはしばらく時間を要するからである。

このため、遺族が申請を行うことができるケースに関しては、遺族には本法令の施行から遅くとも1年後までの時間が認められている。

同様に、内閣は被害者本人に対する認定を意図していることから、本法令においては - TAS 法令に従い - 「遺族」の概念が限定的に解釈されている。これは、この者が申請を続行するまたは継承する場合に限るものである。

1. 総論

1.1 悪性中皮腫は、まず身体の漿膜（膜組織）に発生し、病状は悪い経過をたどって短期間のうちに死に至ることが多い。発生部位は主に胸膜である（胸膜中皮腫）が、腹膜（腹膜中皮腫）や、かなりまれに心膜や精巣鞘膜でも発生する。大部分の症例では、職業上石綿に接触したことが関係していると考えられる。

飛散した石綿繊維にばく露してから悪性中皮腫が発生するまでの期間は、ほぼすべての場合で20年以上、通常30年から40年である。ただし、これより長い期間も70年まで確認されている。15年より短い期間での発生は例外的である。

1.2 悪性中皮腫を特徴づける一定の症状群はない。総体的症状、患部の確認、X線像や臨床の経過から、悪性中皮腫をその他の病因と区別することはできない。

このため、診断が問題となる場合がある。例えば、症例によっては、悪性中皮腫を別の腫瘍（の転移）や特定の良性疾患と見分けるのは困難である。

診断について最大の確実性を得るには、組織学的検査を行う。細胞学的検査で十分な確実性が得られる場合もある。

2. 診断につながる検査に関する手続き

2.1 悪性中皮腫を病んでいる可能性があり、かつ石綿被害者機構（Instituut Asbestslachtoffers）に届け出を行ったすべての患者については、同機構の医療アドバイザーが、オランダ中皮腫パネル（Nederlands Mesotheliomenpanel、以下NMPと記述）に対して、NMPによる臨床病理学的所見がすでに求められているか否かを問い合わせる。この所見がすでに求められていた場合、同機構の医療アドバイザーはNMPの所見の確認を申請する。新規の、もしくは補足的な検査の実施を正当化する理由がなければ、NMPによる新たな臨床病理学的検査は行われない。正当な理由がある場合、医療アドバイザーは、必要に応じて関連する医学的情報を2.2にて述べるように収集する。

2.2 NMPが治療の一環として臨床病理学的検査を行っていない場合、機構の医療アドバイザーは、以下に挙げる関連情報を収集する。

- 疾患の経過に関連する臨床情報。これは、少なくとも治療を担当する専門医からの手紙と診断の解釈についての報告書からなる。
- （可能な場合）臨床病理学者による報告書、診断に関わる切片や標本（臨床病理学的資料）

以下の状況が区別される。

a. 臨床病理学的検査は実施済みであるが、これにはNMPは関わっていない

NMPは臨床病理学的検査を行う。

NMPが入手した資料が診断を行うには不十分である場合、NMPは機構の医療アドバ

イザーにその旨を通知する。医療アドバイザーは治療担当医に連絡し、追加的な資料がこの時点で入手可能かどうかを尋ねる。資料が入手できる場合、その資料は詳しい検査のために NMP に送付される。追加的な資料が入手できない場合、医療アドバイザーが、入手済みの医学的データに基づいて、オランダ肺疾患・結核専門家協会（Nederlandse Vereniging van Artsen voor Longziekten en Tuberculose、以下 NVALT と記述）の専門家グループによる専門家の所見が示されているかを判断する。

所見が示されていると医療アドバイザーが判断すれば、入手データは NVALT の専門家グループに送付される。

所見が示されてはいないと機構の医療アドバイザーが判断した場合は、悪性中皮腫の診断に十分な確実性はない。

b. 床病理学的検査は実施されていない

機構の医療アドバイザーは、入手済みの医学的データに基づいて、さらに検査を実施する必要性が十分にあるか否かを判断する。

必要性が十分にあると判断した場合、機構の医療アドバイザーは治療担当医に連絡し、臨床病理学的検査のために資料を提出できるかどうかを尋ねる。

資料の提出が可能な場合、医療アドバイザーは検査用の資料を NMP に送付し、NMP は臨床病理学的検査を行う。

信頼できる臨床病理学的検査のためには資料が不足している場合は、NMP は医療アドバイザーにその旨を通知する。医療アドバイザーは治療担当医に連絡し、追加的な資料がこの時点で入手可能かどうかを尋ねる。資料が入手できれば、それは NMP に送付され、NMP は臨床病理学的検査を行う。

（追加的）資料が入手できない場合、医療アドバイザーは入手済みの医学的データに基づいて、NVALT の専門家グループによる専門家の所見が示されているかを判断する。医療アドバイザーが詳しい検査を実施すべきと判断しない場合、悪性中皮腫の診断に十分な確実性はない。

3. NMP による組織学・細胞学的検査に関する手続き

3.1 治療の一環として、NMP による臨床病理学的検査がすでに行われている場合、NMP は、新規に検査を実施する理由がなければ、医療アドバイザーの申請を受領後 2 週間以内に以前の検査の結果を通知する。

3.2 機構の医療アドバイザーが NMP に支援を要請するその他の場合においては、NMP は要請を受領後 2 週間以内に仮報告書を作成する。仮報告書は、標準的な病理報告書の形式とし、以下の項目を含む。

- 医学的データ。
- 肉眼検査の記述。
- 顕微鏡検査の記述。下した診断についての論拠も含む。

- 暫定的な結論。ここでは、（確実に、もしくはおそらく）悪性中皮腫であるか否か、悪性中皮腫である可能性は確実に、もしくはおそらく排除できるか、信頼できる診断を下すには資料が不十分であるかを示す。

3.3 仮報告書は、NMP により、資料を提出した病理研究室と石綿被害者機構に送付される。

3.4 NMP の仮報告書において、確実にもしくはおそらく悪性中皮腫であると述べられている場合、石綿被害者機構は職歴についての調査を開始する。

3.5 NMP の暫定報告書において、送付された資料は信頼できる診断を下すには不十分であったことが明らかになった場合、NMP は機構の医療アドバイザーにこの旨を通知する。医療アドバイザーは、今後どのような手続きを行うべきかを判断する。

3.6 NMP は、（平均して）2 ヶ月に 1 回の割合で会合を持ち、前回の会合以降に NMP に付託されたすべての症例の評価を行う。この評価は、少なくとも審査委員会の 3 名の委員により行われる。

審査委員会は、症例について最終結論を表明する。

3.7 最終結論は、NMP の会合開催から 4 営業日以内に、資料を提出した病理研究室と石綿被害者機構に送付される。

4. NMP による組織学・細胞学的検査の評価

4.1 NMP の最終結論には、以下の区分がある。

- I. 悪性中皮腫。診断に疑わしい点はない。
- II. 悪性中皮腫の症状に一致する。多少疑問の余地はあるが、病状は悪性中皮腫に最も適合する。顕微鏡検査の項目において、疑問の原因について説明される。
- III. 確実性はない。鑑別診断である。顕微鏡検査において、診断に関する不確実性の根拠とその他の可能性について説明する。
- IV. 悪性中皮腫ではない。別の診断が下っている。
- V. 信頼できる診断を下すには十分な資料がない。

4.2 最終結論が I.または II.に区分される場合、医学的診断は十分な確実性を有する。

4.3 最終結論が III.または IV.に区分される場合、医学的診断に十分な確実性はない。

4.4 最終結論が V.に区分される場合、同機構の医療アドバイザーが、NVALT の専門家グループによる所見が示されているかを検討する。所見が示されていれば、入手済みの医学的データは NVALT の専門家グループに送付される。所見が示されていない場合は、悪性中皮腫の診断に十分な確実性はない。

5. NVALT の専門家の所見に関する手続き

5.1 NVALT の専門家グループとして、まず中皮腫作業部会が指名される。

5.2 機構の医療アドバイザーが送付した資料を受領後 2 週間以内に、NVALT の専門家グ

ループの構成員 1 名により、暫定結論が医療アドバイザーに送付される。この結論において、おそらく悪性中皮腫と考えられると示されていれば、機構は職歴についての調査を実施する。

5.3 NVALT の専門家グループは、2 ヶ月以内に症例を評価する。この評価は、少なくとも専門家グループの構成員 3 名により行われる。

専門家グループは、これらの症例についての最終結論を表明する。

5.4 NVALT の専門家グループが、悪性中皮腫の診断を確認した場合、医学的診断は十分な確実性を有する。

5.5 最終結論は、専門家グループの会合から 2 営業日以内に石綿被害者機構に送付される。

出典) 2000 年 1 月 24 日付官報 第 16 号 / ページ 9

Bijlage bij de Regeling tegemoetkoming asbestslachtoffers - Protocol diagnostiek maligne mesotheliom